

厚生常任委員会記録

令和6年3月5日(火) 於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時08分

○出席委員(7名)

1番 須藤 江利加 委員 2番 工藤 裕介 委員 3番 志村 洋子 委員
9番 竹浪 敦 委員 11番 坂本 崇 委員 18番 野村 太郎 委員
22番 松橋 武史 委員

○出席理事者(8名)

市民生活部長 岩崎 隆 市民協働課長 高谷 由美子
福祉部長 秋元 哲 障がい福祉課長 成田 亜弘
介護福祉課長 齊藤 隆之 健康子ども部長 佐伯 尚幸
こども家庭課長 蒔苗 元 建築住宅課長 熊澤 靖夫

○出席事務局職員(2名)

次 長 堀子 義人 書記 附田 準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長(坂本 崇委員) これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第21号 弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案

○委員長(坂本 崇委員) まず、議案第21号弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長(岩崎 隆) 議案第21号弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の配付資料、弘前市交流センター条例の一部を改正する条例案を御覧ください。

まず、1、概要についてでございます。

本条例案は、ワークトーク弘前について、公の施設としての供用を廃止するため、弘前市交流センター条例からワークトーク弘前の項を削除する等、一部を改正しようとするものであります。

次に、2、施設の概要についてでございます。

ワークトーク弘前は、北和徳工業団地で働く勤労者のための教養文化・福祉施設として設置したものでありますが、国による運営が終了されることとなったため、当市が平成15年に有償譲渡を受け、世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいくりの事業を行い、保健福祉の向上を図ることを目的として、交流センターとして設置したものであります。

続きまして、3、廃止理由についてでございます。

令和4年度の利用者は3,715人、稼働率は8.2%となるなど利用者数が低迷しており、使用料の歳入が少ない状況であります。

また、周辺に類似施設が設置されており、利用者の代替施設として利用できる施設が多いことから、交流センターとしての役割を終えたものとして、令和6年3月31日をもって貸館を終了、6月30日をもって交流センターとしての用途を廃止しようとするものであります。

なお、当該建物については、市の公共施設として別の用途で活用する予定であります。

次に、4、改正の内容についてでございます。別紙、新旧対照表を御覧ください。

弘前市交流センター条例第2条の表及び別表第2項からワークトーク弘前に係る部分を削除するものであります。

最後に、5、施行期日については、令和6年7月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 今回の条例の改正は、要するにもう使えなくなるということで、以前から担当課のほうには説明とかいろいろとしていただいているところはあったのですけれども、今に至るまでの間に、やはり利用していた団体とか利用していた人たちは、少なからずはいたと思うのです、低迷していたとの理由ではありましたけれども。

実際のところ、3年程度で構わないので、利用状況がどのくらいになっていたのかという経緯と、あと今回終了するということに対する、市民の方々に対する説明の中で、ちゃんと理解が得られたというところの確信はどのように、取れたのかなという、そこだけ教えていただきたいと思います。

○市民協働課長（高谷由美子） まず、過去3年分の施設の利用状況というところでございます。

施設全体の利用状況といたしまして、まず利用者数が、令和2年度が3,237人、令和3年度が2,855人、令和4年度が3,715人となっております。

また、利用件数でございますが、令和2年度が119件、令和3年度が113件、令和4年度が147件となっております。

あと、利用者に対する理解というところでございますけれども、閉館に当たりまして、ワークトーク弘前の方向性について、利用者への全体説明会を2回実施してございます。また、定期的に利用している団体が4団体ございますが、この4団体に対しましては個別に説明をして代替施設の候補などを紹介したところです。説明会等に参加した利用者からは、貸館の終了について、おおむね理解が得られたというふうに考えております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第30号 指定管理者の指定について（泉野多目的コミュニティ施設）

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第30号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（岩崎 隆） 議案第30号は、泉野多目的コミュニティ施設の指定管理者として泉野町会を指定しようとするものであります。

本施設は地域住民のコミュニティ活動の拠点となる施設でありますので、地域の人材を積極的に活用することにより、施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により、地域住民で組織される団体を指定しようとするものであります。

当該団体については、弘前市指定管理者選定等審議会において審査を行い、指定管理者候補者として選定したものであります。

現在の指定管理者に引き続き管理を行わせようとするものであり、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 質疑いたします。資料等々には載っていないところをちょっと質疑したいのですけれども。

まず、泉野多目的コミュニティ施設というところに指定管理が導入されたのは、いつからになるのでしょうか。

○市民協働課長（高谷由美子） 泉野多目的コミュニティ施設への指定管理者制度の導入時期ということでございます。

泉野多目的コミュニティ施設は平成27年4月に供用を開始しておりまして、開始当初から指定管理者制度を導入してございます。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

泉野町会がやっているということではあったのですけれども、この施設の具体的な開館時間というところは、すみません、込み入った話ですが、内容としてはどのくらいやっているものなのでしょうか。

○市民協働課長（高谷由美子） 施設の開館時間でございます。

泉野多目的コミュニティ施設は、年末年始を除きまして毎日開館しており、開館時間は午前

9時から午後9時までを基準としております。ただし、午後5時以降に利用の申込みがない場合は午後5時で貸館の利用を終えております。

また、当該施設は市のなかよし会が入っておりますので、なかよし会の開設時間である学校授業日は午後7時まで、土曜日及び夏休みなどの学校休業日は日曜・祝日等を除き午前7時30分から午後7時まで開館するものとしております。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

あと、すみません、泉野の施設に直接行ったことは、私は過去に一度ぐらいしかないのですが、去年の夏は非常に暑くて、どこの施設でも、エアコンをちゃんと置いてほしいという、一般質問でも多々挙げられていました。

この泉野多目的コミュニティ施設というのは今現在、エアコンは何台くらいあるのでしょうか。

すみません、あと併せて質疑したいのが、個人的にどういう施設なのか、私は写真で見てみたのです。そうした場合に、屋根がほとんど、大きい太陽光パネルが、ソーラーパネルというのでしょうか、ついていました。すごく大きいものだったので、電力的にも充実しているのかなど、個人的に見ただけですが、思ったのですけれども、ソーラーパネルのワット数とか、どのくらい稼働できるものになるのかというのも併せてお答えいただけたらうれしいです。

○市民協働課長（高谷由美子） まず、エアコンの設置状況についてであります。泉野多目的コミュニティ施設のエアコンは、和室が二部屋あるのですけれども、和室と、それから事務室にエアコンが設置してあります。

続いて、屋根についているソーラーパネルでございますが、ソーラーパネルの日中の発電量は、天候にも左右されますが、おおむね10キロワット、またソーラーパネルで発電した電気は施設内の蓄電池設備で蓄電されておりますけれども、蓄電池の容量が10キロワットアワーとなっております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第22号弘前市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第22号弘前市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、弘前市身体障害者福祉センターの建て替えに伴い、施設の名称及び設置目的を変更するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例案の改正内容について御説明申し上げますので、資料1を御覧ください。

まず、1、改正内容、①施設名称の改正であります。

名称を「弘前市身体障害者福祉センター」から「弘前市障がい福祉プラザ」へと変更するものであります。

名称の改正に至った理由といたしましては、施設建て替えに当たり、これまで複数回開催した意見交換会におきまして、施設を利用している主な障がい者関係団体から、「身体に限らず、いろいろな障がい児者に利用されている」「市内には名称に「センター」とつく建物が多く、視覚障がい者がタクシーを利用した際、目的と異なる場所に到着するなど不便を感じている」「障がい者が集える場所としてはもちろん、城北公園交通広場の利用者も使用する施設となることから、公共の広場を意味するプラザとしたい」など、名称変更を求める意見要望が多く寄せられていたことから、皆様に検討いただき、合意形成が図られたものであります。

次に、②設置目的等の改正についてであります。

当該施設は、前段でも触れましたが、身体障がいのほか、知的・精神の障がい児者に利用されており、利用実態に即した字句の整理を行うほか、城北公園交通広場の指定管理団体の利用が可能となるよう改正を行うものであります。また、施設名称が変更となるため、当該施設は身体障害者福祉法第31条に規定される身体障害者福祉センターである旨を明記するものであります。

主な改正理由といたしましては、建て替えに当たり、当該施設は城北公園交通広場研修棟との複合施設として建設しており、供用開始後は、障がい者の利用に加え、同公園の指定管理団体が行う事業での利用ができるよう改正をしようとするものであります。

③その他は、施設建て替えに伴い、和室の作業室を洋室へ変更したほか、新たに会議室を配置したため、字句の整理を行っております。

最後に、2、附則といたしまして、施行期日は規則で定める日から施行することとしております。また、施設の使用申込等の準備行為は、条例の施行前においても行うことができるようにするものであります。

資料2は、条例改正の新旧対照表となっておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上となりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 質疑いたします。

まず、資料を拝見しまして、条例案の改正内容の部分の①のところ、名称自体を改正するという記載がございました。実際、前に比べて大分変わりはしますが、障がい福祉プラザという名前になることについて、そのさらに下に8団体からの要望があったというふうな理由の記載があるのですが、この名前については、要望というふうに簡単に書いて

ありますけれども、障がいをお持ちの方々からの強い意見とか、何か含まれているものなのかということをお伺いしたいです。

○障がい福祉課長（成田亜弘） ただいまの御質疑でございますけれども、まず私どものほうで意見交換を数回重ねた中におきまして、障がい者団体、各福祉団体、例えば肢体の、体のほうの身体障がいですとか精神障がい、あと知的障がい、あとダウン症の子供の親と子の会ということで、会の皆様のほうから御意見を頂きました。

その中におきまして、まず真っ先に挙げたのが、今まで身体障害者福祉センターとあったのですけれども、この中で「身体」という言葉は取っていただきたいと。理由としましては、今実際にこのセンターを使っているのが、身体障がい者に限らず知的や精神障がいの方も利用されているということもありますので、まず「身体」という言葉は取ってほしいということが1点。

あともう一つが、ほかの市でもよくありますけれども、総合福祉センターとか、そういう「総合福祉」という名前になってしまうと、障がい福祉だけではなくて児童福祉ですとか高齢者福祉ですとか、そういう団体も含まれるというような形になってしまうと、せつかくの障がい者団体の建物、施設が、ほかの高齢者や児童とか、福祉の方たちが使うとなってしまうと、障がい者団体が利用するときかなり不便を感じると。

実際、視覚障がい者の方が他市のほうで、そういうセンターに行ったときに、着いたら、目が見えないものですから、降りたら階が違って、どこにいるのかが全く分からなくなってしまったとか、そういうこともありまして、「総合福祉センター」とかという言葉はちょっとやめていただきたいということは、御意見としてかなり強く頂きました。

私どものほうで意見交換を重ねた上で、そうすればどういう名称がよろしいでしょうかということで、主に当該施設を利用している8団体のほうに御意見をいろいろ頂戴しまして、例えば障がいの「がい」の字は漢字ではなくて平仮名の「がい」のほうがいいのではないかとか、あと「障がい」という言葉自体を変えて全く違う言葉にしてしまったほうがいいのではないですかとか、そういう話を伺っていたのですけれども、私どものほうとしましては、例えばできれば名前を聞いただけで、ここが障がい者の方たちが利用する施設だということが分かるような、ある意味、どなたでも分かるような内容がいいなというふうには考えていますというお話もさせてもらった上で、結果的には、関係団体の皆様のほうで御意見をいろいろ、お話を頂いて、結果的に障がい福祉プラザという名前になったものでございます。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。名前一つを取っても本当に、皆さんの思いがかなり強いということが今のお話でよく分かりました。やはり、それだけ大事な場所になるということは、今の説明からも十分分かったのです。

今、造っている最中でございますけれども、期日までのスケジュールというのはしっかりと、遅れなくやれているものなのではないでしょうか。

○障がい福祉課長（成田亜弘） 今、工事のほうは順調に進捗しておりまして、当初の予定でいきますと5月末が工期の期限になっておりますので、それまでには、工事のほうは完成するという見込みになってございます。

5月31日が工期になっておりまして、供用開始は7月初めを想定しております。その間におきましては、例えば備品の配置ですとか、あとは今現在、一部機能を岩木保健福祉センターとかに移転しているのですけれども、事務所の引っ越しとか、そういう形でその期間は、6月中は充てまして、7月からの供用開始というスケジュールでございます。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

最後にもう1点だけ質疑なのですけれども、今ので大分、しっかりとスケジュールも確認できていますし、問題なさそうに感じましたが、一番下のその他の部分で、作業室を和室から洋室に変更したという記載があるのですけれども、すみません、私は全ての障がいをお持ちの方にどういう対応をするのがベストであるかは、専門家ではないので分からないのですが、和室は使うような意味合いが結構あるので、必要な部分だったのではないかなと個人的には思ってしまっただけですけれども、和室を全て洋室に変更してしまうというのは、特に問題はないものなんでしょうか。

○障がい福祉課長（成田亜弘） こちらの建物の配置に関しましては、設計段階で各障がい者関係団体と事前にいろいろと意見交換をしまして、その中で、これまでは和室等があったのですけれども、今建てている建物に関しましてはバリアフリーということもありまして、まず土足で上がって入っていける建物になります。

それに伴いまして、和室を撤去した理由でございますけれども、まず従前、生活訓練の一つであります和裁を行うことに利用しておりましたけれども、そのほかには利用がほとんどなかったものであります。また、和室に入る際には、今までであれば玄関でうち履きに履き替えて和室に入ってという形になるのですけれども、今回、バリアフリーになりますので、和室に入る際に靴を脱がなければならないと。また、車椅子の方に関しては、利用はちょっと難しくなってしまうということもございます。そういう意味で、障がい者にとって和室の利便性はあまりよくなかったものと考えてございました。

こういうことから、より多くの方にとって使い勝手のよい部屋に見直したいということで意見交換して、皆さんのほうからも御了承をいただいたものでございます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第23号 弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第23号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第23号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案を配付資料で御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

提案理由といたしましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料の料率を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容といたしましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料の料率及び基準額を改定するものであります。介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画に定めるサービスの見込量等に基づいて算定することとされていることから改定するものであります。

介護保険料の上昇はサービスの見込量から避けられない状況ではありますが、低所得者に対する負担軽減のため、介護保険料所得段階の第1段階から第3段階における基準額に乗ずる軽減後の割合を国が定める標準割合より引下げすることに加え、第6段階以上における基準額に乗ずる割合を引き上げ、また所得段階を現行の13段階から15段階へ多段階化するものであります。

保険料基準額は、月額で6,930円、173円の引上げ、年額では8万3170円、2,080円の引上げとするもので、2.6%の増となるものであります。

それでは、資料2を御覧ください。

介護保険料所得段階表について御説明いたします。

第1段階から第3段階の保険料額については、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、軽減後の保険料額が被保険者に賦課されるものであります。

次に、所得に応じたきめ細かい保険料額の設定を行うことによって保険料基準額の引上げ幅を抑え、低所得者への配慮にもつながることから、第4段階及び第5段階の基準額に乗ずる割合は据置きとし、第6段階以上の基準額に乗ずる割合を引き上げ、また現行の第10段階及び第11段階における区分の細分化などを行い、現行の13段階から15段階へ多段階化するものであります。

それでは、資料3を御覧ください。

新旧対照表について御説明いたします。

第2条につきましては、保険料率について改正するものであります。3ページ中段からの第4条につきましては、賦課期日後に被保険者資格を取得した者等に係る保険料の算定について、所得段階を多段階化したことに伴い改正するものであります。

最後に、附則として本条例の施行期日を令和6年4月1日からとし、経過措置として、改正後の本条例の規定を令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものと定めるものであります。

本条例案の説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 申し上げます。

今回、保険料の基準額が、記載にもあるとおり2.6%引上げになり、173円の増額となったという御説明でした。資料2を見る限りでも、段階的には第1段階と第2段階のところはちょっと少なくなったというところは、市のほうでも大変努力されて、気にしてつくったのかなというのが見受けられます。

しかしながら、そのほかの第3段階から第15段階の部分というのは、全般的には増額になっているわけです。第1段階から第4段階の部分のところで見ると、非課税世帯の割合で全体を

見られるのですが、この人数は、事前にちょっと見せていただいた資料等々でもいろいろ探してみたと、やはり全体の7割くらいが非課税世帯になるわけです。年金生活であったり、低所得でちょっと大変な中で生活されている方というのが大半を占めるという中で、第3段階から第15段階の引上げというところになってくると、それこそ今、物価高もありますし、市民生活の負担というところは大変大きくなってしまっているのではないかと思います。

先ほど、この話が通れば4月からということではあったのですがけれども、4月からは介護報酬の改定もありますので、まさにこの部分が重なって負担になってくるわけです。具体的に言えば、4月から第9期がスタートするのと並行して、改定率が今、介護報酬は1.59%に決定している中ではあるのですがけれども、訪問介護の部分であったり、利用者にかかってくる負担というのが結構多くなっていくというのも、見る限りでは各所であります。

そういった部分で、利用料の中を見ると、低所得の方の負担が増えてしまわないようにするために、今回、この部分の形式では、表としては分かりましたけれども、市として、さらに別の独自の対策とか、何か困った方が出た場合にどういうふうな対応をするかということのお考えというのはあるのでしょうか、お聞かせください。

○介護福祉課長（齊藤隆之） 確かにおっしゃるとおりで、低所得者対策、我々が今回、この保険料案をつくったときには、非常に苦心して、いかにその方たちの負担を引き下げた上で介護保険財政を安定させる制度を、いかに安定的に運用できるかということにすごく苦心したところです。

第1段階、第2段階については、第8期より引き下げるといふようなことでは、何とかそのようにすることができました。しかし、全体としては負担が上がると。さらに、介護報酬も引上げされるといった中で、この制度自体を安定的に運営していくためには、この流れというのは致し方ない部分であるとは思っています。

逆に、報酬の引上げがなかったとした場合に、介護の基盤を支えていく人材確保というのが非常に難しくなってくるというふうな課題に対応していくためには、やはりそういった手当てが必要だといった中で、それでも、では全体の負担が大変になるではないか、何か新たなというお話でしたけれども、今考えているのは、今の現行制度の中でも、例えば低所得者だったりいろいろな、収入が低い方については負担を引き下げるといふような仕組みが既にございます。我々もそれを、現在もそれをきめ細かにいふか、よく周知できるように、事業者と協力しながら周知を図っていき、そういう方がいればこの仕組みを使ってくださいといふふうなことで運用しているところですので、そういったところには力を入れていきたいと思っておりました。

国のほうでも、保険料については、低所得者対策について一定程度の幅を持って、実は、この仕組みは公費を50%しか入れませんよというものなのですけれども、低所得者の保険料については、さらに国が負担をしてもいいですよ。自治体はその分を持つのであれば、我々はそれに補助をしますよというふうな、公費負担でさらに引き下げているということもありますので、我々は今回、それにも手を挙げて引き下げようとしているというふうなところで、そういった形でしっかりと運用を図っていきたいと考えているところです。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。いろいろ考えながらつくられたということは、よく分かりました。

それを分かった上で申し上げたいのは、今回の保険料の値上げが行われた場合にどうなるのかということに、やっぱり重きを置くべきかなと思うところがあります。実際にこ

れまで、第1期から第8期までの間の部分というのも、たしか事前の説明資料の中にもありましたので、金額的にかなり増加してきたということは、介護保険料はすごく高くなってきたということはそれで見とれていたのですけれども、第8期の介護保険料の基準額は、第1期に比べると1.89倍になるわけです。全国平均のところで見ると、6,011円だったのですね、第8期のときの話です。弘前市は、全国平均の6,011円から見ても、6,757円——700円少しぐらい上回っている状況でスタートしている状況があります。

あと、令和4年度の弘前市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見書というものを拝見しました。この中に介護保険特別会計の項目がしっかりございます。さらに掘り下げてみれば、その中に不能欠損分の項目が存在しているのです。その部分が結局のところ、記載している文面を見る限りは、原因別の内訳の中には、生活困窮によるものということで1,377件、この人たちはみんな生活困窮に至っているという事実は記載からも見てとれました。金額的にも大変大きくて、1000万円ちょっとですか、そのくらいが欠損金になってしまっているということも、要は支払いがなかなか難しい中であるから、払えないままになってしまっているケースが多々あるのではないかと、この点からも見てとれました。

不能欠損金は多分、単純計算できるものではないと私も見たのですけれども、ただ素人目にも、単純計算すれば、金額を1件当たりに置き換えれば7,321円ほどになるわけです。単純計算でも、その7,321円が払えない人がいるのかもしれないと考えれば、やはり生活が困窮してしまっている方々への尊厳であったり、しっかりとした生活が送れるように、まずは介護のサービスを充実させるというところ、体制をしっかり整えるということが重要であると考えます。

保険料を払えなくなってしまう方が増加してしまうことが非常に危惧されるのですけれども、質疑しようかなと思った話を先にしてくださいました。フォローする体制ということでは、低所得の人たちにもしっかりと対応できるようにしていきたいという市の思いは分かりましたので、このことについては質疑しませんけれども、それに限らず、やはり介護現場というのはフォローがとても必要な部分になってくると思います。

実際、今回の改定に伴って負担が増えるということの理解というのは、介護を受けていらっしゃる利用者の人たちは多分、よく分からないまま始まってしまうことになると思います。話に入ってもらっているケアマネだったりヘルパーだったり、対応している従事者の方が多分説明をすることになるのかもしれませんが、しっかり行き届くように、理解してもらうためにも、負担を上げますよというのを一番に言うのではなくて、まずは皆さんの声を聞く体制というのを整えてほしいと思いました。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第23号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案に反対討論を行います。

本議案は、第9期弘前市介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を6,930円とし、第8期と比べて173円引き上げるものとなります。あわせて、収入が変わらないのに所得段階等が上がってしまうというのを防ぐための見直しを行うものですので、所得段階等々の見直しに

ついて反対するものではありません。

まず、反対するに当たっての第1の理由については、保険料をこれ以上引き上げるべきではないということであります。

今回の改定で、所得段階の第1段階から第2段階を除いた全ての階層で保険料が引き上げられます。これは、世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでいるところもあります。

先ほども話が出ましたが、介護保険制度が始まってから何年もたっていますけれども、3年ごとに引き上げられ続けている状況の中で、第5期と比較すると760円増ともなっていますし、高過ぎる保険料であるにもかかわらず、保険料は年金から天引きであることもあります。まして物価高が続いている昨今の中で、経済状況が厳しい今に、この負担を市民に押しつけるというのはやるべきではないと考えます。

第2の理由ですけれども、介護保険法改正に伴う値上げに対して、市独自の軽減策というのがないということです。

厚生労働省は、経営難を変えるためとして今回、介護保険の改定を行い、プラス1.59%として、デイサービスやショートステイなどの介護の単価を引き上げました。しかしながら、介護事業所の経営環境は、コロナの後でもあります。物価高騰や、先ほども少し出ました人材不足の影響等々で、もう大分前から倒産しているところが増えてきている状況もございます。2024年度の介護報酬改定は、物価高に対して全くもって見合っていないのではないかと。訪問介護の基本報酬は軒並み2%から3%引き下げられる状況下にもあります。介護現場からは疲弊する声も聞かれています。定期巡回や臨時対応型サービスの基本報酬は引き下げられることになっています。訪問介護を利用される方々、利用者の負担が増えてしまいますし、これでは利用控え、利用がなかなかできない状況も多々発生してしまうのではないのでしょうか。

このような状況の中で、引き上げられた分についても、従来の国の割合であったり地方自治体の割合の話先ほどの答弁中でもしていただきました。しかしながら、地方がしっかり対応するというよりは、今回の改定もろもろ含め、やはり国の予算で対応する必要があると思います。保険料の構造上の課題等々はありますけれども、利用者や保険料に課するのではなくて、高齢者やその御家族が安心して介護サービスを利用できる環境整備といったところをしっかりと国や行政の責任でやる必要があると思います。

今、市民に対して、これ以上の負担増を行うべきではないということをお願いし、討論を終わります。

○18番（野村太郎委員） 私は、議案第23号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、令和6年度からの第9期介護保険料の基準額を2.6%引き上げ、8万3170円とするものでございますが、介護保険料につきましては、全国的にも保険料基準額は増加傾向にございます。第9期保険料については、介護人材の確保に対応、また国が介護報酬を引き上げたことによる給付費の増加が主な要因となっているところは説明にもございました。

そのような中であっても、低所得者の保険料負担を現行よりも引き下げるようにしており、基準額も2.6%の引上げに抑えるなど、制度運営の安定性・持続可能性を考慮した条例案であり、これは、私は評価するものでございます。

以上の理由から、私は、本案に賛成の意見を表明するものでございます。

理事者におかれましては、今後とも被保険者が安心して必要なサービスを受けられるよう、介護保険財政の安定化及び健全化に努めていただくよう希望するものでありますし、また今回

の改定に関しましても、市民に対する周知・説明は丁寧に行っていただきたい、このように希望しまして、私からの賛成の討論に代えさせていただきます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第24号 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第24号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第24号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案を配付資料で御説明いたしますので、1 ページ目の資料1 を御覧ください。

1 の改正理由といたしまして、国は各種介護サービス事業の運営基準等を定める厚生労働省令について、3年に一度の介護報酬の改定と合わせて改正しており、令和6年度においても改正が行われたところであります。

また、国は、デジタル化を図っていく上での指針となる構造改革のためのデジタル原則及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を策定し、これらに基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を公布しております。

市町村は、厚生労働省令の規定に基づき各種介護サービス事業の運営基準等を条例で定めることとされていることから、所要の改正を行う必要が生じたものであります。

2に記載のとおり、改正しようとする条例は4本あり、各条例について御説明いたします。

第1条では、要介護1から5までの人が利用できる指定地域密着型サービスに係る運営基準等を定めている弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第2条では、要支援1及び2の人が利用できる指定地域密着型介護予防サービスに係る運営基準等を定めている弘前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第3条では、要支援1及び2の人のケアプランの作成を行う指定介護予防支援に係る運営基準等を定めている弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、第4条では、要介護1から5までの人のケアプランの作成を行う指定居宅介護支援に係る運営基準等を定めている弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、3の改正内容について御説明いたします。

本条例案では、各種介護サービス事業の運営基準等を定めた厚生労働省令の改正内容に合わせて基準等を改正しようとするほか、引用条項及び語句の整理を行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

具体的な改正内容は、配付資料の2ページ以降に資料2としてまとめております。主なものとしては、身体的拘束等の適正化の推進、関係医療機関との一層の連携体制の構築や、介護現場の生産性の向上に資する取組の促進等となっております。

最後に、条例案の附則のうち、本条例案の施行期日につきましては、介護報酬改定に伴う改正は令和6年4月1日から、デジタル社会の形成を図るための規制改革の推進に伴う改正は公布の日からと規定しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 改正案自体に異論とか、そういう話ではないのです。すみません、分かれば結構です。

資料2の5ページにあります⑦地域密着型特定施設入居者生活介護の部分に、今回の改定でもいろいろ取り上げられています介護ロボットの話がいよいよ出てきています。

実際に、改定の話に即してはなかなかできないと思うのですが、今現在、弘前市内で、ロボットとなると、どういうものからロボットになるのかは私も分からないのですが、こういった機器等々を活用しようとしているところがあるのか。もしくは、もう既に取り入れているところがあったりするのかなというのが今、分かればいいのですが教えていただけますでしょうか。

○介護福祉課長（齊藤隆之） ちょっと介護ロボットというふうなところがどんなものかというふうなところもあろうかとは思いますが、電子機器を活用した見守りというのを既に取り入れている事業所はございまして、例えば床に敷く敷物にセンサーを仕込んで、その方がそこに降りたら移動したなとか分かるというふうな、監視というか、その方の状況を把握するというようなものとか、あとは御本人の同意を取った上でウェブカメラみたいなのを取り付けるとかといったところで、何かしら、不測の事態が起きたときにすぐに対応できるというふうな取組をやっている事業者はございます。

今後、もっと進んできて、いわゆるロボットといったものがイメージできるようなものとか、すごい機器とかというのがもっと出てくるのかもしれないけれども、今のところ、我々が分かっている範囲ではそういったところになります。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

ちなみに、今の御答弁でお話があったセンサーとか、そういう機器的なものというふうになってくると、ロボットと書いてあるので、私も何とも言えませんが、お値段的には、やはりまだまだ高額なものになるのでしょうか。

○介護福祉課長（齊藤隆之） 価格については、我々のほうもちょっと詳細の把握はしてございませんので、高い・安いとかになると、今のところは言えないところでございます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第25号 弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例及び弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第25号弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例及び弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第25号弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例及び弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

資料に沿って御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

1、改正の趣旨・理由につきましては、ただいま御説明いたしました提案理由と同様であります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2、改正の内容を御覧ください。

1点目の弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正については、対象児童の定義に関する条項における引用法令の改正に伴う字句等の整理であります。

2点目の弘前市営住宅条例の一部改正については、使用者の資格に関する条項における引用法令の改正に伴う条項の整理等であります。

3、施行期日については、令和6年4月1日から施行しようとするものです。ただし、法律の題名を改める改正規定は、公布の日から施行しようとするものです。

次に、資料2を御覧ください。

資料2は、各条例の改正内容の部分に関する新旧対照表でございます。下線部分が改正箇所となっておりますので御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第26号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第26号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第26号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

資料で御説明いたしますので、資料1を御覧ください。資料1は、今回の条例案の概要となっております。

1、改正の趣旨・理由を御覧ください。

弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、内閣府令に従って、あるいはこれを参酌して制定しているため、この内閣府令の改正に準じて所要の改正をするものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2、改正の内容を御覧ください。

改正内容としましては、まず、(1)内閣府令第35条第3項及び内閣府令第36条第3項における読替規定が整理されました。この基準は従うべき基準でありますので、内閣府令のとおり改正を行うものです。

次に、(2)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、特定教育・保育施設における重要事項の掲示について、書面だけでなくインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。この基準は参酌すべき基準であります。本市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性が認められないことから、内閣府令のとおり改正を行うものです。

3、施行期日につきましては、内閣府令に準じて公布の日からとし、第23条の特定教育・保

育施設における重要事項の掲示に係る改正規定については、令和6年4月1日から施行するものです。

4、改正による影響につきましては、事業等への影響はございません。

資料2は新旧対照表ですので御参照ください。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第31号 指定管理者の指定についての議決の一部変更について

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第31号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第31号指定管理者の指定についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、弘前市石川児童館、弘前市大沢児童館及び弘前市薬師堂児童館を統合し、新たに弘前市石川児童館を設置することに伴い、指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在、石川地区に設置する3児童館につきましては、石川小・中学校等複合施設整備事業に伴い、統合した上で、複合施設内に弘前市石川児童館として移転することとしており、この複合施設の供用開始時期は令和7年8月1日としております。

供用開始までの間、現在の3児童館の利用者に混乱を生じさせずに円滑に運営されるよう、現行の指定期間である平成36年3月31日までを1年4か月間延長して令和7年7月31日に変更するものです。

なお、施設の管理運営は、現在の指定管理者である社会福祉法人弘前草右会に引き続き行わせようとするものであります。

お配りした資料を御覧願います。今後のスケジュールについてでございます。

表の左欄の「全体」の項目を御覧ください。

石川小・中学校等複合施設の建築工事につきましては、令和6年7月末までを予定しており、建物完成後に旧校舎の解体工事を行った後、駐車場整備工事が令和7年7月末まで実施される

予定となっております。このため、8月1日の供用開始としているものであります。

表の一番下、「今後の予定」を御覧ください。

今定例会において指定期間の変更を行った後、移転新築となる弘前市石川児童館の設置場所の変更に係る弘前市児童館条例の改正案を令和6年第2回定例会に提出する予定としております。また、新石川児童館の指定管理者につきましては、令和6年度中に公募し、審議会を経て、令和7年第1回定例会に選定案を提出する予定としております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 質疑いたします。

今の御説明で、今回、3館が統合するということだったのですけれども、今現在、3館で利用している子供たちの人数というのはどのくらいになっているのでしょうか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 現在の3館の登録者数ということでお答えいたしますけれども、3月4日現在で、石川児童館が43名、大沢児童館が30名、薬師堂児童館が10名でありまして、合計で83名という形になっています。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

やはり、3館が統合するとなれば、83名は結構な人数になると思うのですが、統合とか、なかよし会とかもそうだったのですけれども、まとまったときに利用者が一気に増加してしまったりすることもあるのではないかと思うのですが、今、新しいところができ上がった後に、子供たちの人数というのが増えてしまうとか、そういう見込みというのは、今現在のところで捉えているところはありますでしょうか。

○こども家庭課長（蒔苗 元） 新しくなるということで、今後、石川小・中学校に隣接する施設ということになりますので、当然、移動距離というものもなくなりまして、利便性も向上するというのを踏まえまして、やはりこれまでの児童館の登録よりも多い利用ということも考えられるのではないかと、このところは認識してございます。

ここで、児童館の面積というところをちょっと御説明いたしますけれども、これまでの旧石川児童館と比べまして、具体的な面積でいきますと、現在の石川児童館が約133平米、新児童館は床面積が193平米、あと図書室が約1.9倍とか、あと遊戯室が2.3倍とかという形で、そういったところを見据えたところもありまして、ある程度の面積を確保しているというところはあります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時08分 散会】